

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人あいのわ福祉会

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。社会福祉法人あいのわ福祉会（以下、「法人」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束の原則禁止

原則として身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束等」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、留意が必要である。

- ① 切迫性…利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

- ② 非代替性…身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても利用者本人の状態に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

- ③ 一時性…身体拘束等が一時的であること。

一時性を判断する場合には、本人の状態に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて事業所単位で身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図る。なお、虐待防止委員会と同時に開催することもできるものとする。

① 設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

管理者(虐待防止責任者)、現場責任者(サービス管理責任者又はサービス提供責任者)、必要な職員

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じて委員会の構成員以外の職種職員を参加させることができることとする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

① 利用前

- (ア) 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。
- (イ) 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「身体拘束に関わる同意書」を以て同意を得る。

② 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合(解除も含む)については協議検討し、議事録に残す。

③ 身体拘束等の継続と解除

- (ア) 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
- (イ) 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- (ウ) 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、必要な事項を記録する。
- (エ) 身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

④ 緊急時

- (ア) 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。

(イ) 家族への説明はできる限り速やかに現場責任者が行い、同意を得る。

3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

- ① 虐待防止対応管理者（常務理事又は理事長の命を受けた管理の地位にある者）
身体拘束廃止・適正化の検討に係る法人全体の責任者
- ② 施設管理者（虐待防止責任者）
 - (ア) 身体拘束等適正化委員会の統括管理
 - (イ) 支援現場における諸課題の統括管理
 - (ウ) 身体拘束等廃止に向けた職員教育
- ③ 現場責任者（サービス管理責任者又はサービス提供責任者）
 - (ア) 家族、相談支援専門員との連絡調整
 - (イ) 本人の意向に沿った支援の確立
 - (ウ) 施設のハード・ソフト面の改善
 - (エ) 記録の整備
- ④ 職員
 - (ア) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
 - (イ) 利用者の尊厳を理解する
 - (ウ) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
 - (エ) 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
 - (オ) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
 - (カ) 記録は正確かつ丁寧に記録する

4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、虐待防止及び身体拘束、権利擁護等に関する研修を実施する。

- ① 新規採用職員については、入職時に研修を実施する。
- ② 管理者含む他の職員については、年間研修計画に基づく定期的な研修（年 1 回以上開催）を実施する。
- ③ その他、外部研修を含めた必要な教育・研修の実施。

(附 則)

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。